

## 「令和3年6月死亡事例に係る検証報告書」の提言に対する取組方針

今後の取組の方向性	関係部
<b>① 他自治体から転入したケースの支援の在り方</b>	
<p>家庭児童相談室において、支援を要する世帯が転入してきた場合に、前住所の自治体から引継ぎを受ける情報について整理をするとともに、引継ぎが「ケース移管」あるいは「情報提供」であるかにかかわらず、本市において継続して支援するかどうか関係部署との情報共有を踏まえ、課内会議を行い組織的な決定を行う。</p> <p>移管元からの情報が不十分な場合については、母子保健や生活支援担当等とも連携の上、多面的に情報把握を行う。また、札幌市から転出する世帯についても、移管後の自治体において、本市で支援していた際のリスクを共有して必要な支援が継続するよう提供する情報について改めて検討する。なお、上記取り扱いについては、マニュアルなどに記載する。</p>	子) 児童相談所
<p>母子保健において、転入時に前居住地から支援を引き継ぐ際は、支援経過や支援計画、緊急度、家族背景や成育歴等、引き継ぐ項目を明確にし、支援を途切れさせないよう支援方針の決定について標準的な取扱いを整理していく。</p> <p>また、移管元から十分な情報提供が得られない場合においては、家庭児童相談室や生活支援担当等とも連携の上、必要な情報把握につとめる。なお、上記取り扱いについては、マニュアルなどに記載する。</p>	保) 保健所
<p>札幌市外から転入した生活支援申請者に対しては、過去の生活支援歴を丁寧に聞き取り、転入前に支援を受けていたことが確認された場合は、転入前の実施機関に対し台帳等の関係書類の提供を求めている。</p> <p>一方、札幌市で生活支援を受けていた世帯が市外に転居し、転居先で引き続き生活支援を受けるための申請を行う場合、札幌市の生活支援関係規程に基づき、札幌市で実施していた生活支援台帳等の関係書類を、転入先の実施機関に提供している。</p>	保) 総務部
<b>② 支援方針の組織的な決定と情報共有～家族アセスメントの重要性～</b>	
<p>家庭児童相談室において継続的な関わり（継続指導）を行う世帯については、令和4年度から「支援方針」や支援の内容を具体的に実施していくための「支援計画」を策定することを改めて全区統一のルールとして整理している。</p> <p>また、複数の機関が関与すべき世帯については、要保護児童対策地域協議会の枠組みや在宅支援アセスメントシートを活用の上、関係機関が把握している世帯の状況を共有し、支援方針や具体的な支援策を検討することとしているが、さらに関係部署における情報共有が行われるよう関係課で取扱いを整理していく。</p> <p>今後も、個別ケース検討会議を積極的に開催するとともに、支援ニーズの検討に当たっては、家族全体のアセスメントを行い、家族関係を理解した上で支援方針の決定、共有を行っていく。</p>	子) 児童相談所

<p>母子保健において、複合的な課題を抱えるケースの支援においては、これまで以上に関係部署が把握している情報を積極的に共有し、多面的な視点で家族全体の関係性や問題についてアセスメントを行い、支援ニーズを検討していく。</p> <p>情報の共有にあたっては、要保護児童対策地域協議会の枠組みの活用や、関係部署とケース会議等の開催により、協働の視点で組織的な支援方針の検討や決定を行うなどマニュアルを整理し、支援体制の強化を図る。</p>	保) 保健所
<p>生活支援を実施する全ての保健福祉部では、令和4年度生活支援業務の実施方針において、子どものいる世帯に対する支援又は訪問調査活動を重点事項に掲げ取り組むこととしている。</p> <p>各保健福祉部では、生活支援を実施している世帯における子の養育状況を確認し、虐待等の恐れがある場合は、関係機関と情報共有し支援することとしている。</p>	保) 総務部
<p><b>③ 精神保健相談体制の充実</b></p>	
<p>区保健福祉部関係職員の精神保健に関する知識や技術の向上については、関係部局間での横断的な意見交換を行い、既存研修の体系的な整理及び見直しに向けて検討を始めたところ。</p> <p>養育支援のチームアプローチにおける精神保健福祉相談員の役割の明確化については、上記の関係部局との意見交換に合わせ、現状の当該相談員業務や体制等を共有したうえで、検討を開始したところ。</p> <p>今後は、区側との意見交換や他都市の状況把握なども行いながら進めていく予定。これら検討結果に即して、適宜、業務マニュアルを更新し、また、必要となる研修カリキュラムや体制についても整理していく。</p>	保) 障がい保健福祉部
<p>家庭児童相談室の職員が一定の精神保健に関係する知識を身に付けられるよう、関係部署と合同で精神保健や家族システムに関する研修を検討する。</p>	子) 児童相談所
<p>母子保健において、精神保健面の課題によって生じる様々な影響について理解を深め、アセスメントや対人援助技術が向上するよう、各関係部局と連携し精神保健や家族システムに関する研修の開催について検討する。</p>	保) 保健所
<p>生活支援担当において、令和4年度は精神保健福祉センター及び児童相談所職員のほか、精神科の医師を講師とする研修を継続実施するとともに、新任生活支援担当者を対象に、過去の死亡事例を題材として世帯における具体的なリスクを想定し、関係機関との連携の重要性を認識するためのグループワーク研修を新たに企画・実施する。</p>	保) 総務部